

法人口座を開設されるお客さまへ

京都中央信用金庫

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められる事項に加え、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するため、法人口座の開設をお申込みいただく際に下記の「公的書類等」による確認及び口座開設にかかる審査を実施しております。

お客さまには、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

■ご持参いただく公的書類等

(1)	法人の履歴事項全部証明書 （原本） ※発行日から6ヶ月以内のものに限ります。
(2)	法人の印鑑証明書 （原本） ※発行日から6ヶ月以内のものに限ります。
(3)	定款 （原本） ※2018年11月30日以降設立の株式会社、一般社団法人、一般財団法人の場合は、 申告受理及び認証証明書 （原本）、 実質的支配者となるべき者の申告書 （原本）、 電磁的記録の認証 （原本）を合わせてご提示ください。
(4)	直近決算時の確定申告書 （別表二） 一度でも決算を行っている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、投資法人の場合は、直近決算時の「 確定申告書 （別表二）」をご提示ください。
(5)	許認可を必要とする業種については、「 許認可証 」をご提示ください。
(6)	お取引に使用する ご印鑑
(7)	【代表者さまがご来店される場合】 ・代表者さまの 公的な本人確認書類 （運転免許証等）（原本） ※代表者さまが日本国籍以外の場合は、 在留カード・特別永住者証明書 （原本）を合わせてご提示ください。
	【代表者さま以外の方がご来店される場合】 ・代表者さまの 公的な本人確認書類 （運転免許証等）（写し） ※代表者さまが日本国籍以外の場合は、 在留カード・特別永住者証明書 （写し）を合わせてご提示ください。 ・ご来店者さまの 公的な本人確認書類 （運転免許証等）（原本） ・ご来店者さまと 法人の関係を証明する資料
(8)	事業内容がわかる資料 （会社案内・商品パンフレット等）

■審査について

口座開設にかかる審査を実施し、後日、審査結果をご連絡いたします。

- ・審査には、2週間程度要する場合があります。
- ・必要に応じて、追加の資料のご提出をお願いする場合があります。
- ・お申し出にお応えできず口座開設をお断りすることがありますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。
- ・審査結果にかかわらず、お預かりいたしました書類は返却いたしません。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

以上